

こんには日本共産党市会議員の 吉崎ひさひです

第61号 2015年1・2月 発行

12月議会の報告をさせていただきます

どんなご相談でもお気軽に 電話42-7574または携帯090-8752-5463へ



迎春

昨年一年間は、年始めの市長選挙から四月の知事選、八月の市議選、そして年末の総選挙と連続する選挙戦の年でした。いずれの選挙でもみなさんの大きなご支援で前進することができました。改めて心から感謝申し上げます。とりわけ年末の総選挙では、改選前の8議席から21議席へと2.5倍化させていただき、国の政治で文字通り「自共対決」が鮮明になり、国民の命と暮らしを守る政治への第一歩をつくることができました。どんなときにも「ぶれない党」として「対決、対案、共同」の政治姿勢を貫いて、国政でも府政、市政でも大奮闘する決意です。

綾部の議会でも安倍政権同様、「右傾化」が顕著な中で、市民のみなさんと力を合わせ、命と暮らしを守るために引き続き全力で頑張ります。皆様の変わりぬご支援を心からお願ひ致します。

2015年新春

綾部市議会議員 吉崎ひさし

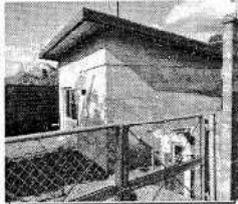
私の一般質問から(要旨)
一、栗村井堰改修財源への行政支援を求める。

栗村井堰は、昭和35年に用排水路ができ、その13年後に「畑地総合用水」(畑総)が作られ、以久田野や大島町なども含めた農業用水路として整備。施設の経年劣化による維持管理費の増大と、「畑総」の用水管がアスベスト製品のためその交換が必要になっている。自前の資金は通常の維持管理費程度しかなく、大規模改修を計画すれば、補助金以外の自己負担分の確保が困難な状況。

○本市としての「栗村井堰」の位置づけは、また現状の組合員数、給水面積、水路の総延長などはどうか。

*古くは明智光秀時代から灌漑用水として利用されてきたもの。昭和34年に7年間の歳月をかけて作られた。位田・栗・小貝・私市さらに以久田野を含めた貴重な水路。組合員数は綾部市民472人、福知山市民51人、市外30人で受益面積209ha。総延長10.4km。

○改修経費は総額3億円で上であり、



「畑総」への揚水ポンプ(栗町地内)

自己負担分の資金確保が困難。こへへの支援ができないか。
*受益者が限定されているため、原則自己努力で財源確保をお願いしたい。今後行政もいっしょに考えていきたい。

○綾部用水では財源の中に「占用料」があるが、栗用水では、徴収されていない。同じ土地改良事業であるのに、なぜそうなっているのか。

*過去の経過でなぜ「占用料」を徴収していないかはわからない。しかし今から徴収することは困難ではないか。今後どうするかについてよく相談していきたい。
○8月の豪雨で私市の水路が大きな被害を受けたが、その改修費用の負担はどのように処理されたのか。



豪雨で被災した水路

*舗装がめくれ、土砂が水路に大量に流入。費用負担はどう処理されたか承知していない。いずれにしても、理事長さん・専務さんも頭を痛めておられるので、今後十分な対応をすることを求めました。

二、放課後学級(学童保育)のさらなる充実を求める。

国の子ども・子育て支援法の成立で、学童保育がきちんと法整備されたことは、この運動に係わってきた者として、不十分さは残っているが評価する。

○支援員(指導員)の研修の義務化が明記されたが具体的には、とくに委託先の職員研修はどうか。

*国の基準は職員配置は支援単位毎に2人以上、内1人は有資格者で府県の研修を修了することが決まっており、本市でもそのようにする。ただし具体的な計画は示されていない。市では現在は持ちまわりで1学期に1回、資質向上のために実施している。委託先でも同様に対応していきたい。

○支援員の給与について、現在直営の場合、主任(責任者)は市嘱託Aランクとしているが、委託先ではそのように処置されおらず、公平性にかける。そこはどうするのか。

*27年度1年間かけて、制度運用も含め検討していく。

○開所時間について、全国調査では、午後1時から7時、8時までが5割を超えている。本市では6時という提案だが地域の実態に合っているか。

――裏面へ続く――

―表面から続く―

*現在児童保育のあり方全体を見直している。土曜開所、夏休みのみ受入、開所時間など1年間かけて検討していきたい。

○受入の対象年齢が6年生までとなったことは評価する。しかし綾部・中筋については「当分の間現状の4年生まで」という条例の付則をつけている。当分の間とはどの程度なのか。また条例とする場合全ての市民に公平なサービス提供が求められるがいかか。

*対象年齢の引き上げは義務化ではないしかし本市では受入可能な箇所は6年生まで27年4月から実施する。綾部・中筋は指導員確保、場所の確保が間に合わない。1年先に実施するようにしたい。

○現在未開所の3校(志賀、西八田、上林)ではどうするのか。

*要望があることは承知しているが、一定継続して10名以上の児童が確保できるか(補助金との関係で)などがあり、条件が整えば開設したい。

三、旧同和対策で作られた共同作業所等の施設は、すでに当初目的は達成されており、期限を切って地元への有償譲渡をするべき。

利用実態も共同利用でない状況でもあり、先延ばしすればするほど、市の財政を圧迫する。この間何度か質問してきたが「重要な課題だ」との答弁はあった。

○進捗状況と法期限終了後の平成14年から施設改修などに投入された金額は。

*現在8地区で地元への移管協議を行っている。解体は24年度1棟、25年度2棟、26年度鶏舎4棟を実施。残りは工業関係施設2施設、農業関係は67施設となる。14年度以降の農業関係施設の修繕に総額5360万円出している。

○移管が進まなければ、老朽化が進み、修繕費がさらに膨れあがるいつまでに解決するのか明確な目標を設定して実施するべきではないか。

*地元移管に当たり、いくつか課題がある。一つは年数の経過で設置当初とは構成員も含め使用形態が変わっていること。二つ目に14年から18年までの間、移管後の課税問題が論議されておらず、この協議も必要になっていること。三つ目に実態のない施設は解体となるが、それにも多額の経費が必要になり長期的な計画にならざるをえない。従って目標設定は困難。今後鋭意努力したい。

最後に市有財産の地元への譲渡は「これまでの答弁では「無償譲渡」と答弁されたが、この13年間に5千万円を超える修繕費の上は無償で譲渡するということは、

市民の納得は到底得られるものでない」と強く指摘をされました。



該当施設の一つ

12月議会では、今年度発生した災害復旧のための補正予算が審議され、可決して実施されることになりました。8月9月発生の豪雨災害の復旧工事が始まりです。査定にのらずに手がついていない箇所も残されていると思いますので、ぜひ声を上げて下さい。

また12月議会には6本の請願が出され審議しました。

- ①請願第7号「中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める」
- ②請願第8号「学校の施設整備の抜本的な改善を求める」
- ③請願第9号「教育充実にむけた教職員の増員を求める」
- ④請願第10号「教育費の保護者負担軽減のための補助を求める」
- ⑤請願第11号「集団的自衛権行使の容認の閣議決定を撤回し立法に反対する意見書の提出を求める」
- ⑥請願第12号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める」
- ⑦⑧⑨⑩は党議員団のみが紹介議員となり審議しましたが、全て否決され「不採択」となりました。

また①は全員賛成で国に意見書をあげました。

私は⑤の請願の賛成討論を本会議で行いました。(下段に掲載)

請願賛成討論(要旨)
請願第11号「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法に反対する意見書の提出を求める」請願

「集団的自衛権行使容認」とは、日本が直接的な武力攻撃を受けなくても、同盟国アメリカが行う戦闘行動に参加することである。それはこれまでの歴史ですらに明らかである。現にイラク戦争ではNATO軍が「後方支援」の名目で参加したが、実際は戦闘行動に参加し、「殺し殺される」こととなった。このように集団的自衛権行使は戦争を行う口実として使われてきたものである。こんな大問題を国民の声も聞かず、「閣議決定」で済ませようということは断じて許されない。世論調査でも行使容認反対が6割を超えている。

日米軍事協力指針(ファイドライン)の中間報告では、「周辺事態」「後方支援」を削除し、国会での審議もないうまま、アメリカとの協議を先行させている。このように時の政府が勝手に憲法解釈を変え、「戦争できる国」づくりを進める事は到底認められない。またそこに向けた「立法化」はするべきではない。

みなさんはどのようにお考えでしょうか。

3月議会の予定

三月議会は、日曜議会もあり、27年度予算を審査して、予算が市民のみなさんの暮らしを守り、命を守るものになるようがんばります。ぜひ傍聴にお越しください。開会は全て9時30分からです。

3月2日 本会議(開会)

8日 日曜議会(代表質問)

一般質問(私は9・10日のいずれかに質問します)

11日 予算総括質問

12日 総務教育建設委員会

13日 産業厚生環境委員会

16日・20日 予算委員会

24日 本会議(最終)

どんな小さな事でもお気付きのことがあれば、お気軽に連絡下さい。

ご要望が実現できるかどうかは、まずお話を聞くことから始まります。ぜひご連絡下さい。

